

税務 Q&A

税の疑問と
確定申告について
解説します



Q 今年も、税務署からも役場からも申告の通知が来いていません。申告はしなくてよいのでしょうか。

A 住民税では、金額に関わらず所得（農業・不動産・個人年金など）がある場合は申告が必要です。また、医療費控除などの所得控除（所得から差し引くもの）がある人は申告をした方がよいと思われます。町から申告のお知らせ（はがき）がなくても申告受付はできますので、わからないときはお尋ねください。

Q 軽自動車税は、納期内に納付しなくても車検前に納付すればよいのですよね。

A 車検前に納付するつもりでも納期を過ぎた時点で滞納者となってしまいます。たとえ、軽自動車税1年分であっても滞納処分の対象となります。必ず納期限までに納付してください。また、滞納した場合は延滞金を含めた額を納めていただくことになります。

●問い合わせ 役場税務住民課税務班まで

●国民健康保険税―第10期分
今月の納税（3月）
納期限は3月26日（月）です。納期限を過ぎると督促状を送付します。督促手数料は一通につき百

税金



円です。
●問い合わせ 役場税務住民課税務班まで
確定申告と納税はお早めに
所得税の確定申告と納税は3月15日（木）までとなっています。確定申告が必要な人は、期限内に申告を済ませてください。また、国

税庁のホームページ <http://www.nta.go.jp/> の確定申告作成コーナーを利用すると自宅で簡単に申告書が作成できます。
●問い合わせ 直方税務署 222局0880番まで
固定資産税の帳簿の縦覧は4月25日まで
平成23年中（1月から12

月まで）に土地を売り買いた人、家を新築、増築した人、相続や贈与があった人など、自分の所有する土地や建物の価格がどのようになっているかを確認するため、土地や家屋などの価格が記載された固定資産税の帳簿などをご覧いただけます。縦覧できる期間や場所はそのとおりです。なお、平成24年度も固定資産税の

課税明細書を納税通知書と一緒に送ります。
●とき 4月2日（月）から4月25日（水）まで（土・日を除く）。時間は午前8時30分から午後5時15分まで
●ところ 役場税務住民課税務班窓口
●縦覧できる人 納税義務者、納税義務者の代理人、納税管理人
●問い合わせ 役場税務住民課税務班まで

東日本大震災により被害を受けた人へお知らせです
平成23年12月に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の一部が施行され、所得税などの国

税に関して、東日本大震災により被害を受けた人や復興推進に向けた取り組みを対象として、新たな税制上の措置が追加されました。平成23年4月に施行された「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」で創設された税制上の措置と合わせて所得税などの軽減・免除を受けることができます。確定申告などの手続きを行うことにより、税金の還付を受けることができます。詳しくは最寄りの税務署または、国税庁のホームページ <http://www.nta.go.jp/> をご覧ください。
●問い合わせ 直方税務署 222局0880番まで



Calendar 2012 3

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

☎ 問い合わせ先 ☎

- 鞍手町役場…42局 2111 番
(FAX…42局 5693 番)
- 中央公民館…42局 7200 番
●教育課…42局 7200 番
- 歴史民俗資料館…42局 3200 番
●くらしの郷…42局 8811 番
- 社会福祉協議会…42局 7800 番
●上下水道課…42局 0408 番
- 中央浄水場…42局 0417 番
●町立病院…42局 1231 番
- 鞍寿の里…42局 1233 番
●鞍手駅…42局 0980 番
- 火災の発生状況…32局 3211 番

相談



西村弁護士による
無料法律相談

西村浩二弁護士による
無料法律相談が行われま
す。受付は7人までです。

●とき 3月12日(月)

▽受付(順番の抽選)
■午後0時45分から▽
相談■午後1時から4
時まで

●ところ くらしの郷

●問い合わせ 社会福祉
協議会まで

一人で悩む前に:
心配ごと相談へどうぞ

直方法務局の職員、人
権擁護委員、行政相談委
員の皆さんが、あなたの
悩みにお答えします。

●とき 3月26日(月)

▽受付■午後0時45分
から▽相談■午後1時
から3時まで

●ところ くらしの郷

●問い合わせ 社会福祉
協議会まで

今月の補聴器相談日

3月の補聴器相談が次
のとおり行われます。

●役場福祉人権課での相
談▽とき■3月2日

(金) 午後1時から2時
まで(九州補聴器セン
ター)

▽とき■3月8日(木)
午前11時から正午まで
(九州リオン)

▽とき■3月15日(木)
午後1時から2時まで
(あさひ補聴器)

▽とき■3月28日(水)
午後1時から2時まで
(小倉補聴器)

役場福祉人権課の相談
では、受付順の番号札を
配布します。

●町立病院での相談

▽とき■3月3日(土)
午前9時から正午まで
(九州リオン)

▽とき■3月17日(土)
午前9時から正午まで
(池田補聴器)

▽とき■3月27日(火)
午後2時から5時まで
(九州補聴器センター)

●問い合わせ 役場福祉
人権課福祉高齢者班ま
たは町立病院まで

募集



県営住宅の入居者募集

福岡県住宅供給公社で
は、次のとおり県営住宅
の入居者を募集します。

募集対象住宅や募集戸数
など詳しいことは、お問

い合わせください。

●募集案内書の配布 ▽

とき■3月1日(木)

から▽ところ■公社直
方出張所(福岡県直方
総合庁舎一階・直方市
日吉町9番10号)、役場
建設課など

●申込期間 3月1日

(木)から9日(金)ま
で

●問い合わせ 福岡県

住宅供給公社県営住
宅管理部 ☎(092)
781局8029番ま
で

隣保館運営審議会の
女性委員を公募

町では6人の委員で構
成した隣保館運営審議会
を設置しています。次の
とおり女性委員1人を次
のとおり公募します。

●対象者 町内に住んでい
る20歳以上の人で、隣
保館の円滑な運営を図
るための推進に関心のある人

●申込期間 3月5日

(月)から19日(月)ま
で※申し込み多数の場合
は、後日応募者へ連
絡し抽選を行う

●応募方法 「委員応募」

と記入し、住所、氏名、
年齢、電話番号を明記し、
はがき、ファックスまた

集募

臨時職員

屋外作業員(緊急雇用創出事業)

●応募資格 鞍手町在住で、現在、①使
用者の都合で解雇された人 ②雇止め
により離職した人 ③使用者の都合により
失業が決まっている人

●募集概要 ▽業務内容=不法投棄・違
法広告防止パトロールと回収・撤去▽
人員=2人▽賃金=月額6,260円▽雇
用期間=平成24年4月1日から9月
30日まで▽勤務=週3日程度

●応募期限 3月16日(金)まで

●問い合わせ 応募方法など詳しいこと
は、役場企画財政課地域振興班まで



は町ホームページのいず
れかの方法で応募

●問い合わせ 役場福祉
人権課児童人権班まで

試験



自衛隊幹部候補生の
採用試験を行います

自衛隊飯塚地域事務所
では、次のとおり自衛官
幹部候補生の採用試験を
行います。

●募集内容 ▽陸上(一般

要員) ■22歳以上26歳未
満の人▽海上(一般要員、
飛行要員、技術幹部候補

生) ▽航空(一般・飛行
要員) ■20歳以上22歳未

満の人で大学を卒業した
人及び大学院を2年以上

修めた28歳未満の人

●申込期限 4月27日

(金)まで

●試験日 5月12日(土)

5月13日(日)

●問い合わせ 試験会場
等詳しいことは自衛隊
飯塚地域事務所 ☎(0
948) 22局484
7番まで

お知らせ



お風呂はお休みです
くらしの郷の休館日

くらしの郷の福祉棟(お
風呂)と勤労者ふれあい
棟(体育館)の3月の休
館日は、次のとおりです。

●休館日 5日(月)、12
日(月)、18日(日)、



セレモニー・ホール
鞍心会
あん しん かん

鞍手町小牧2084-1(旧ダイヤブック)

※入会金(1万円)のみの
『鞍心会員』募集中!!

◆信頼...35年以上の経験!
◆真心...心のこもったお葬儀を!
◆安心...無理のないプランを!

問合せ先



(有)花六葬儀社

鞍手町大字中山3024-42(昭和通り)

0120-41-8769

19日（月）、26日（月）です。31日（土）は風呂を除き全館臨時休館
●問い合わせ 社会福祉協議会まで

3月定例町議会を傍聴してみませんか

鞍手町議会3月定例会を開会します。一般質問と議案質疑の日程（予定）は次のとおりです。

議会には、年4回の定例会と必要ときに開会する臨時会があり、だれでも傍聴できます。

●一般質問 3月12日（月）、13日（火）開会時は午後1時。ただし、一般質問が12日で終了すれば13日は休会となります

●議案質疑 3月14日（水）開会時間は午後1時

●問い合わせ 鞍手町議会事務局（役場内）まで

ふるさと納税にご協力を頂きました

ふるさと納税制度を導入し、これまでに多くの人にたくさんのお支援を頂きました。平成23年度の寄附状況を公表します。公開にご承諾をいただいた方のみ、実名で公表を

しています。寄附状況は平成24年1月31日現在の寄附状況です。（敬称略）

●寄附者等 ▽匿名 ▽20万円▽長井忠夫 ▽1万円▽井上恵次 ▽15万円▽平成23年度累計額 ▽41万円ふるさと納税に関する詳しい内容は町公式ホームページまたは、役場企画財政課政策財政班まで

タクシীর初乗り料金を助成

町では、障がいがある人がタクシーを利用する際の初乗り料金を助成しています。助成を受けるためには、事前に申請が必要です。

●対象 身体障害者手帳（1級・2級）、療育手帳（A・B）、精神障害者福祉手帳（1級・2級）を持っている在宅の人（生活保護受給者を除く）

●助成内容 月に2枚の割合でタクシー利用券を交付（月に3回以上通院する人は月に3枚。人工透析で通院する人は月に6枚）。利用券1枚で小型タクシーの初乗り料金を助成します
●利用できるタクシー 直鞍旅客自動車協同組

合または北九州タクシー協会に加盟しているタクシー
●受付開始日 3月21日（水）から
●申請に必要なもの 障害者手帳、印かん
●問い合わせ 役場福祉人権課福祉高齢者班まで

子ども手当の申請はお済みですか

昨年10月からの「子ども手当」の申請はされていますか。期限までに申請を行わなかった場合は手当を受けることができなくなります。

●申請期限 平成24年3月末まで
●注意点 10月以降に他市町村から引越してきた人や10月以降に子どもさんが生まれた人は15日以内に申請をお願いします。申請が遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなる場合があります

●問い合わせ 詳しくは役場福祉人権課児童人権班まで
●申請に必要なもの 交付案内の通知はがき、印かん
●問い合わせ 役場福祉人権課福祉高齢者班まで

介護保険証を交付します

4月に65歳を迎える人（昭和22年4月2日から5

月1日までに生まれた人）に介護保険証を次のとおり交付します。将来介護が必要になったときや介護認定の申請のときに必要となりますので大切に保管してください。

●交付する日 3月22日（木）から23日（金）の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、木曜日は午後7時まで
●ところ 役場福祉人権課福祉高齢者班窓口
●申請に必要なもの 交付案内の通知はがき、印かん
●問い合わせ 役場福祉人権課福祉高齢者班まで

あなたの学習意欲を応援します

町は、あなたの学習意欲を応援します。

鞍手町奨学金

●利用できる人 ①町内に引き続き2年以上居住する人で、高校や大学の学費の支払いに困っている人②日本学生支援機構などから奨学金を借りていない人③収入が日本学生支援機構が定めた基準以下の人

●奨学金貸付額（月額）▷公立高校＝11,000円▷私立高校＝15,000円▷公立大学＝20,000円▷私立大学＝25,000円

●入学支度金貸付額 ▷高校・高専＝40,000円▷大学・短大＝50,000円

●返済期間 卒業6か月後から返済開始▷高校＝4年以内▷短大＝3年以内▷大学＝6年以内

●利息 無利息

●受付期間 3月30日（金）まで

●問い合わせ 教育課学校教育班まで

若年者専修学校等技能習得資金

●利用できる人 専修学校及び各種学校（職業に必要な技術・技能の習得を目的とした学科に限る。）に経済的な理由で就学することが困難な、中学校・高等学校の新規卒業者及び当該年度の高等学校中退者

●使い道 授業料、実習費、入学金、入学支度金など

●貸付額 専門課程＝月額53,000円▷その他＝月額30,000円▷入学支度金（1回）100,000円

●利息 無利子

●貸与の基準 世帯の収入が基準以下であること、他の奨学金を受けていないこと

●返済期間 在学期間の3倍以内（最長12年以内）

●受付期間 4月2日（月）から4月27日（金）まで

●問い合わせ 教育課社会教育班まで

＊＊快適な空間を＊＊
水洗改造をしませんか？

有限会社 有泉管工

水洗改造工事・浄化槽工事・水道工事

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3218

TEL 0949-42-4676

FAX 0949-42-7852

後期高齢者医療に
加入している皆さん
入院するときは
前もって手続きを

後期高齢者医療制度に
加入している人で、世帯
員全員が住民税非課税の
場合、入院したときの窓
口負担額や食事代の負担
が軽減される証明書を発
行します。この証明書は、
申請した月の1日からし
か使えませんので、入院
が決まったときは前もつ
て手続きをしておいてく
ださい。

●申請場所 役場保険健
康課保険年金班窓口

●申請に必要なもの 後
期高齢者医療制度の保
険証、印かん、過去1
年間に90日を超える入
院があった人は入院期

間が確認できる書類
(領収証など)

●問い合わせ 役場保険
健康課保険年金班まで

国民健康保険に
加入している皆さん
入院するときは
前もって手続きを

国民健康保険に加入し
ている人で、70歳未満の
人は限度額適用認定証を、
74歳以下で住民税が非課
税となっている世帯の人
は限度額適用・標準負担
額減額認定証を医療機関
の窓口提示することで、
その医療機関での医療費
の窓口負担が自己負担限
度額までで済みます。こ
れにより、後で高額療養
費の払い戻し申請をする
必要はなくなります。こ

楽しい
お話し
聞けるよ



いろいろ
お話を
聞けるよ

朗読サークルの皆さんが、いろ
りのそばで昔話や絵本の読み聞か
せをしてくれます。親子で聞きに
来てみませんか。

●とき 3月10日(土) 午前10時
から

●ところ 歴史民俗資料館

●問い合わせ 歴史民俗資料館まで

休日の夜間の体調不良は
急患センターへ

診療日	診療科目
土曜・日曜・祝日 午後6時から11時まで	小児科 内科
第2、第4日曜 午前9時から午後6時まで	小児科

●問い合わせ 直轄急患センター
☎28局2840番まで

休日
在宅医

診療時間は、午前9時から午
後5時までです。休日在宅医
は、変更になることもありま
すので、事前に電話
でご確認ください。

- 3月 4日(日) 梅谷医院(本町)
☎42局3377番
- 3月 18日(日) 木原医院(山ヶ崎)
☎42局5005番
- 3月 20日(祝) のりまつ医院(猪倉)
☎42局7008番

町内の
交通事故
発生状況



【1月中】	【累計】
件数 4件(-4)	件数 4件(-4)
死者 0人(±0)	死者 0人(±0)
傷者 7人(-6)	傷者 7人(-6)

- とき 3月14日(水)
午前10時から午後4
時まで(受付は午後3
時まで)
- ところ ハピネスなかま(中間
市通谷)
- 問い合わせ 福岡県交通事故相談所
☎(092)643局3168番まで

巡回
交通事故
相談

のおがた警察署だより

直方警察署管内での犯罪発生状況

【1月中】	【平成23年】
刑法犯総数 130件(+20)	刑法犯総数 1679件(+136)
車上ねらい 9件(-11)	車上ねらい 157件(+39)
自転車盗難 12件(+8)	自転車盗難 208件(+49)
空き巣 12件(+9)	空き巣 103件(-15)

生活安全課からのお知らせ

自転車盗難が急増中!!

直方警察署管内では、自転車の
盗難が多発しています。

ちょっと
乗ってこう



カギは簡単に開けられます 2重ロックをしましょう。

- 無施錠、1か所のみ施錠の自転車が被害
に遭う傾向にあります
- 必ず防犯登録をしましょう

お住まいの地区の犯罪発生状況は、
県警のホームページに校区别的詳しい
犯罪発生状況などがご覧になれます。

直方警察署の最新情報はこちらから

福岡県警察

検索

<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>

直方警察署 ☎22局0110番まで

の認定証は、次のとおり
事前に申請することで交
付されます。申請した月
の1日から有効となりま
すので、もし入院が決ま
った場合は、早めに申請し
てください。また、認定
証は国民健康保険税の納
め忘れがある場合には交
付されませんので、保険
税は必ず納期内に納める

●申請場所 役場保険健
康課保険年金班窓口

●申請に必要なもの 国
民健康保険証・印かん・
住民税非課税世帯の人
で、過去1年間に90日
を超える入院があった
人は、入院期間が確認
できる書類(領収証な
ど)

●問い合わせ 役場保険
健康課保険年金班まで

国民健康保険から
社会保険へ加入
14日以内に必ず届出を

国民健康保険(国保)
に加入している世帯の全
員、またはその一部の
人は、異動があった場合、14
日以内に役場保険健康課

国保の高齢受給者証を
交付します

保険年金班へ届け出をし
てください。届け出を忘
れたり、遅れたりすると後
で医療費を返さなければ
ならない場合があります。

●問い合わせ 役場保険
健康課保険年金班まで

- 交付する日 3月30日
(金) 午前9時から
- ところ 役場保険健康
課保険年金班窓口
- 必要なもの 国民健康
保険証、印かん
- 問い合わせ 役場保険
健康課保険年金班まで

小型浄化槽の補助金が
変更されます

公共下水道事業計画の認可区域以外の地域及び処理区域では、「鞍手町小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」の規程に該当する浄化槽を設置（浄化槽設置資格業者が施工）した場合には補助金が交付されます。

●**小型浄化槽とは** 家庭から排水される汚水を自然環境に害を与えないきれいな水に変える浄化槽です

●**小型浄化槽のしくみ** 固形物を取り除いた後に微生物の働きによって有機物を分解し汚水をきれいにします。きれいになった水は、その後、薬剤で消毒した後に自然環境に影響のないようにして川や海に放流します

●**対象区域** 公共下水道事業計画の認可区域以外の地域及び処理区域

●**補助金額** 平成 24 年 4 月 1 日改定（単位：円）

人槽区分	補助金額	
	新 築	改 築
5人槽	332,000円	382,000円
6人槽	373,000円	423,000円
7人槽	414,000円	464,000円
8人槽	458,000円	508,000円
9～10人槽	548,000円	598,000円
11～50人槽	743,000円	743,000円
51人槽以上	補助対象外	

※浄化槽を設置した場合、定期的な点検が義務付けられます。

●**問い合わせ** 役場上下水道課下水道班まで

総合福祉センターの使用料が一部変更

4 月から鞍手町総合福祉センター（くらの郷）の使用料が下記のとおり変更になります。

●**使用料変更額** 平成 24 年 4 月 1 日改定（単位：円）

施設名		使用料		冷暖房	照明料
		町内	町外		
管理棟	研修室 A	420	840	210	－
	研修室 B	210	420	100	－
保健棟	多目的ホール	520	1,050	260	－
	多目的室 A	210	420	100	－
	多目的室 B	210	420	100	－
	多目的室 C	210	420	100	－
	健康増進室	420	840	210	－
	栄養指導室	310	630	210	－
福祉棟	調理室（1 台）	100	210	－	－
	学習室	210	420	150	－
	入館料（浴場）				
	障害者（18 歳以上）	200	400	－	－
	障害者（18 歳未満）	100	200	－	－
	小人（小学校児童）	150	300	－	－
	大人（中学生以上 65 歳未満）	300	500	－	－
勤労者のための棟	高齢者	200	500	－	－
	回数券（入館料の 12 回分を 10 回分とする）				
	全室	310	630	1,050	520
	1/3 以上 2/3 以下	210	420	1,050	260
	1/3 以下	100	210	1,050	260
その他	その他	2100	4,200	1,050	520
	トレーニングルーム	130	260	－	－

●**注意事項** ①インターネットでの施設予約は通常通りですが、使用料金の変更が発生しますのでご注意ください。②4 月 1 日以降の利用に伴う使用料は 3 月中の納付ができませんのでご了承ください。③3 月 31 日（土）は施設予約システム改修作業のため福祉棟のお風呂を除き全館臨時休館とします

●**問い合わせ** 詳しい内容については、役場福祉人権課福祉高齢者班または社会福祉協議会まで

75 歳になる前に後期高齢者医療に加入できます
一定の障がいがある 65 歳以上 74 歳以下の人は、申請すると後期高齢者医療制度に加入できます。後期高齢者医療制度の被保険者になるかならないかにより、加入する医療保険、保険料、一部負担割合などが異なります。
●**問い合わせ** 役場保険健康課保険年金班まで

は一般献血を次のとおり行います。皆さん、ご協力ください。
●**とき** 3 月 13 日（火）時間は午前 9 時 30 分から 11 時 30 分まで、午後 12 時 30 分から 4 時まで
●**ところ** 直鞍農業協同組合剣支所横駐車場
●**対象者** 17 歳から 69 歳までの人（65 歳以上の人は、60 歳から 64 歳までに献血経験のある人、また、男女とも体重が 50 kg 以上の人）
●**問い合わせ** 役場福祉人権課福祉高齢者班まで

いたずらいノシシ退治
町では、年に 2 回、猟友会の協力を得てイノシシの駆除をしています。期間中は日の出から日の入りまで猟犬と猟銃を使って駆除しますので、山に入るときは十分に注意してください。
●**駆除期間** 3 月 16 日（金）から 4 月 30 日（月）まで
●**問い合わせ** 役場農政環境課農政環境班まで
期限は 3 月 31 日まで
特別給付金の請求
シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金を

支給します。請求期間内に特別給付金支給の請求をされなかった場合は支給されません。まだ請求をされていない人はお急ぎください。
●**対象者** 平成 22 年 6 月 16 日に日本国籍を有し、存命の人。ただし、平成 22 年 6 月 16 日以降に亡くなった人の相続人は請求できますが、施行日前に亡くなられた人のご遺族は対象外です
●**請求の期限** 平成 24 年 3 月 31 日（土）まで
●**問い合わせ** 詳しいことは、独立行政法人平和祈

念事業特別基金事業部
☎（0570）059 局 204 番まで
ふくおか・まごころ 駐車場の利用証交付
公共施設等の障害者専用駐車場を「ふくおか・まごころ駐車場」と位置付け障がい者や高齢者の人で利用証の交付を受けた人が優先的に利用できる制度が始まりました。交付対象者など詳しくはお問い合わせください。
●**問い合わせ** 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 ☎ 23 局 3119 番まで

次の方々から寄附をいただきました。ありがとうございます（かっこの内は故人、敬称略）。
●**社会福祉協議会へ「香典返し」**
▽江崎佳子様Ⅱ西区（隆重）
●**町立病院へ「香典返し」**
▽田中シゲ子様Ⅱ立林（直次）
▽栗田ひろみ様Ⅱ福岡市（アキ子）
▽岡部 尚様Ⅱ唐ヶ崎（孝道）

